

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程を廃止する規程制定の件

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程を廃止する規程を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 3 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程を廃止する規程制定の件

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程（昭和 6 3 年西宮市教育委員会訓令第 3 号）は、廃止する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(参考)

○提案理由

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程を廃止するため。

西宮市教育委員会電子計算組織運営規程

(昭和63年10月1日)

(西宮市教育長訓令第3号)

(目的)

第1条 この規程は、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における電子計算組織の適正な運営を確保するとともに、電算処理に係る個人情報その他のデータの保護を図ることを目的とする。

(準用)

第2条 教育委員会における電子計算組織の運営については、西宮市電子計算組織運営規程（昭和63年西宮市訓令第7号。以下「市規程」という。）本則の規定を準用する。この場合において、市規程中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

西宮市情報処理システム等運営規程

(令和5年3月30日)

(西宮市訓令第2号)

西宮市電子計算組織運営規程(昭和63年西宮市訓令第7号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本市における情報処理システム及びデータの取扱いの適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報処理 入力装置(仮想化されたものを含む。以下同じ。)に入力された情報を用いた計算、検索、分析その他これらに類する処理(未了の状態を含む。)をいう。

(2) 情報処理システム 入力装置及び出力装置(仮想化されたものを含む。以下同じ。)並びにこれらを接続したネットワーク(入力装置と出力装置との間におけるデータの伝送を行うための有線又は無線の設備の集合物をいう。以下同じ。)であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。

(3) データ 入力装置又は出力装置の記録媒体に電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)として記録された情報をいう。

(4) データの取扱い データの収集、移動(送り、伝え、又は受けることをいう。以下同じ。)、保管、廃棄その他これらに類する行為及びデータを情報処理において用いることをいう。

(5) 業務所管課 情報処理システムを用いて情報処理の業務を行う課等をいう。

(6) システム所管課 情報処理システムを所管する課をいう。

(7) 業務システム 情報処理システムのうち、業務所管課が自らの業務において行う情報処理の用に供するシステムをいう。

(8) 実施機関 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第2条第1号に定めるものをいう。

(9) 端末機器 システム所管課が管理する入力装置又は出力装置とネットワークを介して接続する入力装置又は出力装置であって、主として業務所管課において操作を行うものをいう。

(10) サーバ室等 情報処理システムを構成するサーバ等を設置することを主たる目的とする室その他特に厳重な管理が必要な施設としてシステム所管課の長が定める施設をいう。

(基本的責務)

第3条 情報処理システムの運営に当たっては、業務の効率的処理を図るとともに、データの取扱いを適正に行うよう努めなければならない。

(データの取扱いに関する責任)

第4条 データの取扱いは、業務所管課の長の責任において行うものとする。ただし、情報処理については、システム所管課の長の責任において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、個別のデータの取扱いに係る責任については、業務所管課の長とシステム所管課の長との協議により決定することができる。

(情報処理従事者によるデータの取扱い等)

第5条 情報処理従事者（情報処理に従事する職員をいう。以下同じ。）は、自らが担当する業務の範囲に限り、データの取扱いを行うことができる。ただし、システム所管課の長が別に定める場合は、この限りでない。

2 情報処理従事者は、データの漏えい、滅失、棄損その他の事故の防止に努めなければならない。

（研修及び訓練等）

第6条 システム所管課の長及び業務所管課の長は、情報処理従事者に対し、データの取扱いに関し必要な研修及び訓練を行うとともに、情報処理に際し、情報処理従事者への指導監督を行わなければならない。

第2章 データの取扱い

（データの移動）

第7条 業務所管課の長は、異なる業務システム（他の実施機関に属するものを含む。）の間でデータの移動をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について、システム所管課の長その他関係機関と協議を行わなければならない。

- (1) 移動をするデータの範囲
- (2) 移動の方法
- (3) 移動をしたデータが不要となった場合の取扱い
- (4) その他システム所管課の長が定める事項

2 業務所管課の長は、他の業務所管課（他の実施機関に属するものを含む。）から移動をしたデータを利用して情報処理を行おうとするときは、あらかじめ、当該他の業務所管課の長の承認を得なければならない。

（データの保管）

第8条 システム所管課の長は、データの保管に関する次に掲げる事項について、必要な事項を定めなければならない。

- (1) 保管場所
- (2) 保管場所からのデータの持出しに関する事項
- (3) データの収集、持出し等に関する台帳への記録
- (4) その他システム所管課の長が必要と認める事項

2 業務所管課の長は、前項各号に掲げる事項のほか、業務上重要であると認めるデータの保管方法その他必要な事項について、システム所管課の長と協議してこれを定めなければならない。

（データの検索等）

第9条 業務所管課の長は、端末機器から検索又は入力若しくは出力（以下「検索等」という。）を行うことができるデータについて、業務上必要な範囲に限定するよう所要の措置を講じなければならない。

2 システム所管課の長は、業務所管課において業務上必要な範囲を超えてデータの検索等が行われていることを確認したときは、業務所管課の長に所要の措置を講ずるよう求めるものとする。

（関係法令の遵守）

第10条 情報処理従事者は、データの取扱いを行うときは、この規程に定めるもののほか、関係法令を遵守しなければならない。

第3章 端末機器

（端末機器管理者）

第11条 端末機器を設置する課等に、端末機器（当該端末機器の記録媒体に記録されたデータを含む。）を適正に管理するため、端末機器管理者を置く。

2 端末機器管理者は、端末機器を設置する課等の長をもって充てる。ただし、端末機器を設置する課等の長が必要と認めるときは、端末機器を設置する課等の長に代えて、又はこれに加えて、当該端末機器を設置する課等の長が指定する者を端末機器管理者に充てることができる。

(端末機器の取扱い)

第12条 端末機器管理者及び端末機器を操作する者は、端末機器の管理及び操作、端末機器を管理し、又は操作する環境の選定並びに端末機器の記録媒体に記録されたデータの取扱いに細心の注意を払わなければならない。

2 端末機器の操作は、端末機器管理者が認めた者に限り、業務上必要な範囲において、これを行うことができる。

第4章 サーバ室等

(入室の制限)

第13条 システム所管課の長は、サーバ室等への入室がみだりに行われることがないように必要な措置を講じなければならない。

(災害等からの保護)

第14条 システム所管課の長は、震災、風水害、落雷、火災その他の災害からサーバ室等及びサーバ室等に設置した設備を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、犯罪及び武力攻撃の場合についても同様とする。

第5章 適正な運営

(委託等)

第15条 システム所管課の長は、情報処理の業務を実施機関以外の者に委託しようとする場合における秘密の保護、データの安全管理その他必要な対応について手続を定めるとともに、必要な措置を講じなければならない。端末機器の借上げその他の契約を行う場合も同様とする。

(情報処理システムの運営)

第16条 システム所管課の長は、情報処理システムの運営に関する基準を設けるとともに、情報処理システムの適正な運営に努めなければならない。

(雑則)

第17条 システム所管課の長は、この規程に定めるもののほか、情報処理システム及びデータの取扱いの適正な運営を図るための手続その他必要な事項を定めることができる。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。